

千曲市告示第49号

千曲市総合運動公園基本構想策定協議会設置要綱を次のように定める。

令和3年5月26日

千曲市長 小川 修



千曲市総合運動公園基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 千曲市総合運動公園基本構想(以下「構想」という。)を策定するため、千曲市総合運動公園基本構想策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 構想の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、構想策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、22名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) スポーツ振興の見識を有する者又は団体の代表
- (2) 観光関連団体の代表者
- (3) 商工団体の代表者
- (4) 教育関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による者
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は委嘱の日より、構想策定完了までの間とする。なお、代表者が変更となった場合はこの限りではない。

4 協議会に会長、副会長それぞれ1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 協議会に、構想の策定及びこれに関する調査について意見聴取を行うため、部会を置く。

2 部会は、協議会委員及び担当部署の職員により構成する。

3 部会委員は、会長が委嘱する。

4 部会に部会長を置き、部会委員のうちから会長が指名する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。

6 部会は、部会長が招集し、これを統括する。

7 部会は、次の事項を所掌する。

(1) 構想の原案等に対して意見を述べること。

(2) 関係団体の意見聴取を行うこと。

8 部会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会に構想の原案等の検討及び作成を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、関係行政機関の担当部署の職員により構成する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年5月26日から施行する。